

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (共同企画社会推進課) 一
- 救急医療機関の認定 (医療整備課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出 (障害福祉課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 一
- 平成二十年宮城県告示第百三十一号(農業振興地域の指定)の一部改正 (農業振興課) 二
- 飼料試験結果の公表 (畜産課) 二
- 保安林の指定施業要件の変更の予定(二件) (森林整備課) 三
- 道路の区域変更 (道路課) 四
- 道路の供用開始 (同) 四
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 五
- 県施行土地区画整理事業の事業計画の変更 (同) 五
- 土地改良区の定款変更の認可 (大河原地方振興事務所) 五
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所) 五
- 土地改良区役員の住所変更の届出 (同) 六
- 教育委員会 (同) 六
- 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 (正誤) 七
- 宮城県公報第二二五七号中 七
- 宮城県告示第百九十八号

## 告 示

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 みちのく復興の会

代表者の氏名 村上 徹

主たる事務所の所在地 仙台市太白区佐保山十五番六号

三 定款に記載された目的 この法人は、災害発生において被災者及び地域社会に対して、緊急支援並びに復旧及び復興に関する事業を行い、その地域復興に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年五月十三日

○宮城県告示第百九十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十三年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県告示第百四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年五月二十七日

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
伊藤病院	仙台市青葉区二日町八、八	平成二十三年五月二十四日	平成二十六年五月二十三日
総合南東北病院	岩沼市里の杜二丁目一、五	平成二十三年五月二十四日	平成二十六年五月二十三日
医療法人医徳会 眞壁病院	東松島市矢本字鹿石前一〇九、四	平成二十三年五月二十四日	平成二十六年五月二十三日

○宮城県告示第百四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県告示第百四号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地	変更年月日

〇四一〇三〇〇二二二		特定非営利活動法人利府の杜	
変更前	ワカメの里 塩竈市藤倉一丁目十八・十六	変更後	ワカメの里 塩竈市藤倉三丁目一・六階
		平成二十三年五月十四日	

〇宮城県告示第四百一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五二〇〇三六九	事業所の名称及び所在地	障害者日中活動支援施設かわり学園 仙台市宮城野区岩切字三所南一番地一	指定障害福祉サービスの種類	サービスの種類	設置者名	社会福祉法人 愛泉会	指定年月日	平成二十三年六月一日
-------	------------	-------------	---------------------------------------	---------------	---------	------	---------------	-------	------------

〇宮城県告示第四百二二号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、平成二十三年2月収去の安全性に関する検査

製造業者等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年	試験項目	違反の有無及び違反の内容
太協物産株式会社 石巻市	同左	魚粉	60%フイッシュミール	H23.2	重金属・鉛、水銀、カドミウム	無
三陸フイッシュミール株式会社 魚町事業所 石巻市	同左	魚粉	飼料用65%魚粉	H23.2	重金属・鉛、水銀、カドミウム	無
		魚粉	飼料用60%魚粉	H23.1	重金属・鉛、水銀、カドミウム	無
株式会社木の屋石巻水産 石巻市	同左	魚粉	65%フイッシュミール	H22.11	重金属・鉛、水銀、カドミウム	無

成二十年宮城県告示第百三十一号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十三年五月二十七日から施行する。

その関係図面は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び東部地方振興事務所登米地域事務所に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登米市のうち次に掲げる区域中、「字太田河」を「字太田河（八番一から三番三まで、五番から五四番まで、五七番、五八番一、六〇番一から七五番まで）」に、「字深田」を「字深田（二七番四、二七番五、五四番一から五八番一まで、五九番二から六一番四まで、六二番から一〇番一まで、一一番から一七七番まで）」に、「字三ツ目沢」を「字三ツ目沢（三二番一から五三番六まで、六〇番、六一番、六二番二、六四番一から六四番四まで、六六番二から六六番五まで）」に改める。

〇宮城県告示第四百三三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十三年2月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十三年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼センター水産加工業協同組合 気仙沼市	同左	魚粉	荒粕	H23.2	重 金 属 - 鉛 , 水 銀 , カドミウム	無
三陸飼料株式会社 気仙沼市	同左	魚粉	荒粕	H232	重 金 属 - 鉛 , カドミウム	無

栄養成分に関する検査  
平成23年2月収去

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸入)年 月	試 験 結 果 の 概 要							違反の内容				
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩素性 窒素 %		水溶性 窒素 %	ペクチ ン消 化 率 %	T D N %	M E kcal/ kg
本協物産株式会社 石巻市	同左	60%フイッシュ ミール		62.6					23.8						無
三陸フイッシュ工業 株式会社魚町事 所 石巻市	同左	飼料用65%魚粉		70.0					18.6						無
		飼料用60%魚粉		66.0					18.7						無
株式会社木の屋石巻 水産 石巻市	同左	65%フイッシュ ミール		73.4					12.3						無

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「㊟」を付けている。

○宮城県告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種を定めな。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
栗原市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 くりこま高原停車場伊豆沼線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後			
栗原市志波姫新熊谷三九番一地从先から 同市志波姫新熊谷三九番一地从先まで	前	後	二二・二丁 一四・八	四一・四	
	後	前	二二・二丁 三三・四	四一・四	
栗原市志波姫新熊谷三五八番一地从先から 同市志波姫上戸南一三二番一地从先まで	前	後	八・二丁 三三・八	九六六・七	みなし供用
	後	前	八・二丁 三三・八	九六六・七	

○宮城県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
くりこま高	栗原市志波姫新熊谷三九番一地从先から 同市志波姫新熊谷三九番一地从先まで		平成二十三年

県 道 原停車場伊  
 沼線 栗原市志波姫新熊谷二七八番一地从先から  
 同市志波姫新熊谷三五八番一地从先まで  
 五月二十七日

○宮城県告示第四百八号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 吉岡南第一地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の事業計画を次のとおり変更した。

平成二十三年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業

二 施行者の名称

宮城県

三 施行地区

仙台市宮城野区蒲生字須賀前、同字竹ノ内、同字土手前、同字耳取、同字蓬田前、同区中野字葦畔、同字飯塚、同字石橋、同字駆上、同字神妻、同字北神妻、同字腰廻、同字高柳、同字田中、同字新沼、同字曲田、同字蓬田、同区福室字境三番及び同字明神西の各全部並びに同区出花一丁目、同区蒲生字二本木、同区白鳥二丁目、同区中野字出花、同字柄越、同字上小袋田、同字四反田、同字下小袋田、同字新田、同字神明、同字杉本、同字寺前、同字沼頭、同字沼向、同字掃沼、同字向田、同区福室字奥道前、同字境四番及び同区港三丁目各一部

多賀城市町前一丁目及び宮内一丁目の各一部

四 事業計画の決定の年月日

平成三年七月二十三日

五 事業施行期間

平成三年七月二十三日から平成三十年三月三十一日まで

六 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

七 事業計画の変更年月日

平成二十三年五月二十七日

○宮城県告示第四百十号

角田土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第一項の規定により、平成二十三年五月十八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年五月二十七日

宮城県大原地方振興事務所

所長 山 田 義 輝

○宮城県告示第四百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、津山土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年五月二十七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 戸 村 俊 幸

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年五月二日	佐藤孝太郎	登米市津山町横山字上鴻巣百四十番地	理事
平成二十三年五月二日	山内文雄	登米市津山町柳津字大柳津七十五番地一	理事
平成二十三年五月二日	亀井次郎	登米市津山町柳津字黄牛田高畑六十一番地四	理事
平成二十三年五月二日	西條栄一	登米市津山町横山字竹の沢四十五番地	理事

平成二十三年五月二日	阿部 清雄	登米市津山町柳津字黄牛比良百十四番地	監事
平成二十三年五月二日	高橋 平克	登米市津山町横山字野尻三十九番地	監事
平成二十三年五月二日	西條 清貴	登米市津山町横山字久保三十三番地	理事
平成二十三年五月二日	西條 昇平	登米市津山町横山字久保二十四番地	理事
平成二十三年五月二日	大森 富久司	登米市津山町柳津字館石五十一番地	理事
平成二十三年五月二日	佐々木 一男	登米市津山町柳津字幣崎八十三番地	理事
平成二十三年五月二日	今野 光行	登米市津山町横山字上の山百五十八番地	理事
平成二十三年五月二日	佐々木 洋一	登米市津山町柳津字黄牛石生四十六番地	理事

二 退任した者

平成二十三年五月一日	佐藤 孝太郎	登米市津山町横山字上鴻巣百四十番地	理事
平成二十三年五月一日	後藤 宗司	登米市津山町横山字寺倉百四十五番地	理事
平成二十三年五月一日	山内 文雄	登米市津山町柳津字大柳津七十五番地	理事
平成二十三年五月一日	西條 清貴	登米市津山町横山字久保三十三番地	理事
平成二十三年五月一日	亀井 次郎	登米市津山町柳津字黄牛田高畑六十一番地四	理事
平成二十三年五月一日	大森 富久司	登米市津山町字館石五十一番地一	理事
平成二十三年五月一日	佐々木 洋一	登米市津山町柳津字黄牛石生四十六番地	理事
平成二十三年五月一日	今野 光行	登米市津山町横山字上の山百五十八番地一	理事
平成二十三年五月一日	西條 善雄	登米市津山町横山字竹の沢十六番地	理事
平成二十三年五月一日	佐々木 一男	登米市津山町柳津字幣崎八十三番地	理事

平成二十三年五月一日	高橋 平克	登米市津山町横山字野尻三十九番地	監事
平成二十三年五月一日	阿部 清雄	登米市津山町柳津字黄牛比良百十四番地	監事

○宮城県告示第四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、河南矢本土地区役員住所変更について、次のとおり届出があった。

平成二十三年五月二十七日

宮城県東部地方振興事務所  
所長 戸村 俊幸

役職名	変更後		変更前	
	氏名	住所	氏名	住所
理事	土井 寛治	東松島市大塩字緑ヶ丘四丁目四番地四グリーンタウンの四号室	土井 寛治	東松島市大曲字寺沼百五十五番地

教育委員会

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十三年五月二十七日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔一

○宮城県教育委員会規則第六号

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則（平成十六年宮城県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項として、附則に次の一項を加える。

（奨学資金の償還の特例）

2 奨学資金を償還しなければならない者のうち、平成二十三年東北地方太平洋沖地震の発生時における第九条に規定する奨学資金貸付申請書又は第二十二條に規定する届出により届け出された住所

正 誤

が、当該地震にかかる災害救助法適用市町村内にある者については、第二十一条の規定にかかわらず、当該地震又はこれによる災害により被害を受けたことにより奨学資金の償還が困難になった者と認め、奨学資金の償還を平成二十三年三月から平成二十四年三月までの間猶予する。

この規則は、公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

附 則

○宮城県公報第二二五七号（昭和二十三年五月二十日付け）中

ページ

上 段 九 行

保安林の指定の予定（三件）

正

誤

保安林の指定に関する通知内容の  
揭示（三件）